

公益社団法人 日本柔道整復師会・機関誌

Feel!Go!

日整広報

VOL.256

春号

2021/4

全国会長会をオンラインで開催
コロナ禍の中での活動報告

公益社団法人 日本柔道整復師会
www.shadan-nissei.or.jp

ケガは接骨院(整骨院)へ

日本が認めて百年の資格

柔道整復伝統の技術

大正九年、日本の柔道家たちは一度とだえた日本古来の施術法、柔道整復術を復活させました。
あれから百年がすぎ、柔道整復術は日本が認めた資格として現代医療に貢献しています。
私たち公益社団法人 日本柔道整復師会は、
独自の伝統を守りながら新しい時代設計を念頭にモラルの低下を防ぎ、
未来への改革を進めてまいります。

匠の技 伝承プロジェクト

ここに

公益社団法人 日本柔道整復師会は
「匠の技」復活宣言をするものである。

確かな技術・知識・誇り、さらに公益という

モラルを備え持った柔道整復師が地域で施術にあたり、
社会に貢献できる仕組みの構築を必ず実現します。

公益社団法人 日本柔道整復師会 会長

工藤 鉄男

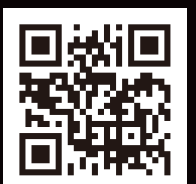
“匠の技 伝承プロジェクト”

公益社団法人日本柔道整復師会『柔道整復術公認100年記念』の一環として、日本伝統医療継承事業による骨折、脱臼の徒手整復・固定、後療及び超音波観察装置(エコー)実技研修を各地域で行い、確かな知識と技術を継承し後世に伝承できる柔道整復師の育成を目指します。



公益社団法人
日本柔道整復師会

〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9
電話 03-3821-3511(代表)



- 2 | トップの視点 工藤鉄男
- 4 | 2020年度 全国会長会 開催報告
- 6 | 2020年度末 各部報告
- 12 | Report1 都道府県会長との意見交換
- 16 | Report2 JIMTEF共同事業の経過報告
- 17 | Report3 2020年度優等卒業生を表彰
- 18 | Report4 2019年調査報告 柔道整復療養費と施術料金の実態
- 20 | **NEW** シリーズ連載 エコー観察装置講座(初級編1)
- 26 | 未来展望 第2回 機能訓練指導員実務者研修
- 28 | 連載第4回 柔道に学ぶ道
- 29 | 本の紹介
- 30 | 理事会だより
- 33 | 第29回柔道整復師国家試験の合格発表について
- 34 | 労災保険への特別加入について
- 35 | 日整ニュースレター登録のお願い 編集後記



Feel!Go!の最新号およびバックナンバーは
日整ホームページでもご覧いただけます。

●日整ホームページ <https://www.shadan-nissei.or.jp/>

かく こ てい しん 革故鼎新

公益社団法人日本柔道整復師会

会長 工藤鉄男



日ごとにのどかになり、春の装いを感じる季節となりました。皆さん、いかがお過ごしでしょうか。この1年いまだ収束が不透明な中、2度目の非常事態宣言、変異ウイルスの危険性、第4波の感染予測、コロナワクチン接種など日々変化する新型コロナウイルス感染症ですが、この厳しい環境下でも医療職種の矜持と使命感を持ち施術所で奮闘しておられる会員はじめ全国の柔道整復師の皆さまの困難を目の当たりにして、抱えておられるストレスをどれほど理解できたろうかと、日々自問自答させられる1年でした。

目の前に置かれた問題と闘うために心身の大変なストレスと感染対策にさらされながらも、けがや痛みに苦しむ地域の方々を一人でも多く救いたいという高潔な思いを抱いて施術に向かっておられる全国の会員および柔道整復師の皆さまのお姿に心から敬意を表します。本当にありがとうございます。

新しい柔道整復師の皆さんへ

コロナ禍の3月には柔道整復師国家試験が無事に実施され、新しい柔道整復師の誕生を心から喜んでいます。4月からは「新人柔道整復師」として施術管理者を目指し研修期間としての実務経験3年に向けて新たなスタートとなります。いまだコロナ収束の見通しが立たない現状の今、本当に「大変な時に柔道整復師になったなあ」と不安を感じ、心配になっている方も多くおられるでしょう。業界の先輩として「自分軸を持ち、未来を描く力が付いたら、何はともあれ『行動』と『実行』に

尽きるということです。未来から逆算して今何に取り組むのかを考え、行動に移すことが大切である」と助言します。決して焦ることなく着実に確実に医療従事者としての倫理観と技術修得に精励されることを期待します。

次世代柔道整復師のために

2013年から執行部は「平成の大改革」の実現を目指し、公益社団への組織変更と制度改革と教育改革に取り組み、2017年公的審査会権限強化、2018年養成学校教育新カリキュラム改正、2018年柔道整復師実務研修3年義務化と制度、改革を敢行しました。令和の新しい時代に移ろうとも柔道整復師の安定将来を見据えれば業界大同でやるべき改革や難問が山積しています。これらの諸事案を解決するため、執行部ではコロナ禍も歩を止めることなく果敢に進めたいと考えています。

今、大きな問題の一つとして療養費「復委任」があります。広報誌でも「悪貨が良貨を駆逐する」という療養費問題の流れを説明いたしましたが、業界として最悪の事態が現実になりました。

〇〇協同組合や●●柔整協会などと称する「請求代行業者」が全国に200～300社あり、柔道整復療養費取り扱い業務による浮利で会社を運営しています。その中の東海地区が本拠地で全国的な請求代行業者の「経営者」による、療養費から10億円近い個人流用が明らかとなり系列同業社と共に2社が破産しました。療養費の請求や振り込み手続きなどの代行を依頼していた柔道整復師のもとに療養費が着金しないという、絶対に

あつてはならない事態が起きました。この由々しき事態は業界のみならず国民と医療行政に対しての万死に値する裏切り行為です。この事態に日整では、急遽「個人契約サポートセンター」を立ち上げ被害に遭われた多くの個人契約者の救援を行っています。この「復委任」「請求代行業者」問題は柔道整復療養費の肝所でもある「三者協定」による「受領委任払い制度」存続に大きな障壁となっています。

現在、執行部では療養費問題を最重要課題と捉え不退転の決意で敢然と取り組んでいることもご報告いたします。

新しい様式へのチャレンジ

新型コロナウイルスという未曾有の出来事に直面してから1年が経過し、私たちはさまざまな変化への対応を迫られています。各都道府県からは「新型コロナウイルスの感染拡大によって活動が停滞していると感じる」という声が多く聞こえています。

この1年間主要事業は全て中止または延期を余儀なくされ、状況が一変したために従来の活動が一時的に停滞してしまうのは残念ながら致し方ないと重く受け止めなければならないのが現実です。

しかし、会員の不安が増大している今こそ、全国組織で業界リーダーである日本柔道整復師会の機能を停止することはできない使命があります。この苦しいコロナ禍でも未来に向けた思考と歩みを止めてはいけないと考えます。さらにコロナ禍だからこそ思考を研ぎ澄まし、知恵や知見を結集し対話を進め、柔道整復師業界をアップデートする構想力を培う必要があると考え、そのために全国との情報の交換と共有を怠ることがなきよ

う、早々に日整会館と47都道府県社団との協働で会議オンライン化の環境整備を進め、移動負担の軽減化と密集による感染予防対策も考えた安心確実なWeb会議体を構築しました。

これからは、オンラインをフル活用した活動により各都道府県からの参加が可能となりアイデアや事例を共有し合い、日整および各都道府県で開催される各部事業の会議、研修、現場での活動を「見えるオンライン化」として新たなコミュニケーションスタイルを定着させ、新しい価値を生み出すことを目指します。

同時に「日整ニュースレター」も開設し会員個々への情報発信の「スピードアップ」を図り、業界の不安を払拭し、今後の働き方・暮らし方など新しい生活様式に希望を持ち、ウイズコロナでの柔道整復師自らがビジョンを描き行動ができるようサポート体制の実現を目指します。

この「見えるオンライン化」により4月から始まる日本柔道整復師会からは公益活動の一環である「各都道府県貸与エコー観察装置」の初心者研修会や「匠の技 伝承」プロジェクト10年計画にも活用が可能となり「オンライン・ハイブリッド化」も視野に入れコロナ禍でも全会員が参加できる方式を進化構築します。

日本柔道整復師会は柔道整復師の盤石な基盤を構想し具現化する活動をし、全国の会員はもちろん全ての柔道整復師に寄り添い、貢献し続けることをお約束いたします。

『柔整ワンチームで頑張りましょう!!』

これからも業界安定の改革に邁進いたしますので、会員皆さまの厳しくも力強いご協力をよろしくお願いいたします。

かく こ てい しん
革故鼎新
意味

古い習慣や制度などを新しいものに改正すること。

「革故」と「鼎新」はどちらも新しいものにするという意味。

由来『易経』雑卦伝より

コロナ禍によりオンラインで実施

2020年度 全国会長会を開催



参加された全国会長

今年度の全国会長会は新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンラインでの実施となりました。

三橋総務部長の司会進行により、各部報告も通常通り滞りなく行われました。質問などは事前に受け付け、各部長から説明があり、最後は工藤会長のあいさつで締めくくりました。それらの実施報告を掲載します。



会議風景

開催場所 日本柔整会館2階
開催日時 2021年3月26日(金)
午後1時30分～午後3時30分

工藤会長からの あいさつ



工藤会長

ご協力に敬意と感謝

皆さん、お疲れ様でした。
コロナの影響でお会いできないのが非常に残念でなりません。1年前から続いている先の見えない自粛の中で、皆さんが会員のためにご努力いただいていることに対して、心から敬意と感謝を申し上げます。

ただ、日本柔道整復師会としては、コロナ禍の期間、組織のいろいろな在り方、人間関係、交渉の仕方、要望の出し方、そして日本柔道整復師会は、国家資格である柔道整復師という身分法的なものまで研究できるように時間をもらったということで、考えようによっては非常にいい時間だったのではないかと思います。今現在、日本柔道整復師会は、執行部一丸となっているのはもちろんですが、職員も会員のために一丸となって、同じ方向で各部の文書作成などに精一杯取り組んでいます。

この業界をもう一度、誇りを持てる職業にするためにはどうしたらいいのかということで、柔道整復師の技術と技能を再度高めるために、学術教育部がエコー観察装置の普及啓発に取り組み、地域の人たちから再び信頼される

職業にしようということで、10年計画で進めているところです。直近においては、職業的にいろいろな問題があって、誇りの持てない人たちがいるかも知れません。しかし、必ず日本柔道整復師会が、信念を持って社会に貢献できる職業にします。

この誇りを大事にしていくことによって、私は間違いなくこの業界が新しく生まれ変わってくれるものと信じています。それは我々が、次の世代の人たちの未来を託されている者として頑張っていかなければいけないと思っています。そういう意味では、今までの業界で目詰まりしている所はしっかりと目詰まりを取って、前進する所は前進するように努力していきたいと思っています。そのためには、皆さんのご協力と会員に対するご指導、そして、我々執行部に対する叱咤激励も受けたいと思います。本日のような意見をどんどん出してくれなければ、執行部は耳が聞こえない執行部になり、舌が短くなって何もしない執行部になります。そうならないように、日本柔道整復師会の執行部は、一生懸命頑張ってまいります。

総務部



三橋総務部長

●通常総会の開催地変更について

三橋総務部長から令和3年度事業計画書について、概要の説明がありました。また、通常総会(役員改選)について、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束しない状況のため、2021年6月27日に、平成帝京大学(東京・池袋)の教室等を借りて行う予定との説明がありました。

さらに新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、確定申告の締め切りが4月15日までに延長されたことに関連し、会費免除申請に確定申告書類等を添付する必要がある会費免除申請の取扱いについての質問に対し、会費免除申請書の提出は3月31日までに必ず提出すること、との回答を示しました。なお、添付書類については確定申告終了後、速やかに提出するよう説明がありました。

●一人親方特別加入に関する報告

柔道整復師の労災保険一人親方特別加入について下記の説明がありました(34ページ参照)。

- 厚生労働省令が4月1日施行となるため、現在、日整が特別加入団体となるための準備を東京労働局と協議しながら進めている。
- 特別加入団体の業務の一部である下の①～⑤を労働保険事務組合(TSC東京)に委託する。
 - ①会員からの問い合わせ
 - ②加入・脱退・変更等の事務手続き
 - ③年度更新手続き
 - ④保険料申告手続き
 - ⑤労災申請手続き、労災の適用の可否

特別加入については、モラルハザード(倫理の欠

如)を起こさないよう加入者に啓発していくことを労働政策審議会の中でも求められています。今後も特別加入団体としてしっかり対応していく予定です。

最後に、2019年12月に日本機能訓練指導員協会を日本鍼灸師会とともに立ち上げ、2020年12月に東京で第1回、2021年3月に神戸で第2回の「認定機能訓練指導員実務研修会」を実施したことの報告がありました。

政策部



市川政策部長

●「サポートセンター」の設置

市川政策部長から、「会員増を図る」プロジェクトチームの設置が2020年9月に理事会で認められ、政策部長を中心に検討してきたことに関する報告がありました。

昨今、請求代行業者の社内での横領事件が発覚し、個人契約柔道整復師の中に請求代行業者への不審、不安が広がっているとの情報がありました。そのような中、政策部では個人契約柔道整復師を支援する仕組みとして「個人契約サポートセンター」を立ち上げ、相談に丁寧に対応するなどを行ってきました。

●個人契約の方々との意見交換を実施

さらにその一環として、同年11月に個人契約(グループオーナー)の柔道整復師の皆さんと意見交換の場を設けました。その際、これまで日整が取り組んできたこと、現在取り組んでいること、業界の現状などを総務部長から説明しましたが、本会のことを正しく理解されていないという印象が見受け

られています。そこで、2021年4月24日に意見交換会を開催し、相互理解を深めたいと考えている旨を説明しました。

財務部



石原財務部長

●新入会員初年度会費規定の変更について

石原財務部長から、2021年度予算の重点事項および、来年度からの新入会員の初年度会費について報告がありました。

2021年度予算は、事業活動収入計3億1860万円、事業活動支出計3億5226万円で、事業活動ベースではマイナス3366万円となっています。

また、2021年度からの新入会員初年度会費について、今年度の総会で諮った会費規程の改正により、下記の通りとなりました。

【新入会員の初年度会費】

〔入会受付日〕	〔初年度会費〕
4月1日から6月30日	2万円
7月1日から9月30日	1万5千円
10月1日から12月31日	1万円
1月1日から3月31日	5千円

保険部



松岡副会長

伊藤保険部長

●保険部説明会DVD作成の報告

保険部担当の松岡副会長から、新型コロナウイルス感染症拡大のため2020年度の「日整保険部説明会」は中止としたこと、説明会に代えて保険部でDVDを作成したので、都道府県の勉強会等で活用していただきたいことの説明がありました。

●療養費の医科との併給に関する見解

伊藤保険部長から「2019年柔道整復療養費と施術料金の実態調査」について報告がありました(18ページ参照)。

また、医科との併給についての質問に対し、「厚生労働省の見解については、2003年7月8日の質問主意書の答弁で『現に医師が治療を継続している疾患に対しては、はり師、きゅう師、あんま・マッサージ、指圧師または柔道整復師が施術を行ったとしても、療養費を支給することは認められない』と示されている。しかし2020年2月28日の専門委員会においては『個別事案の当てはめについては、治療が継続しているかどうかなど、具体的な事例に応じて、法律や通知の趣旨の内容を個別に判断が行われるべき』とも答弁している。今後、判断に迷う事例として厚生労働省、保険者とともに検討していきながら、合意形成をめざしたい」との説明がありました。

事業運営部



豊嶋事業運営部長

●2021年度柔道大会について

豊嶋事業運営部長から以下の報告がありました。

一昨年は台風上陸、そして今年はコロナ禍により、柔道大会が2年連続の中止となりました。残念でなりません。2021年度の開催は11月21日(日)、講道館にて予定しています。現在、「日整全国少年柔道大会」と「日整全国少年柔道形競技会」の2大会の開催予定で準備を進めております。「日整全国柔道大会」と「全国柔道整復師高段者大会」の2大会の開催は見送られています。

例年4月に全国社団にお送りしていた大会実施要項やタイムスケジュール等は、3月21日まで発出されていた緊急事態宣言のため、講道館との打ち合わせが行えず調整できておりません。4月以降、講道館と調整を行う予定です。もうしばらくお待ちください。



2018年度に開催された「日整全国少年柔道大会」↑
「日整全国少年柔道形競技会」→
いずれも熱戦が繰り広げられた。

今後も新型コロナウイルスのワクチンの接種状況や、他の全国大会の開催状況を参考にしながら、準備を進めていく予定です。

大会開催にあたっては、選手および関係者が密な状態にならないよう配慮し、無観客開催や表彰式などの式典を簡素化するなどの方策を取らざるを得ない場合もあります。その際の指導にも注視しながら進めますので、詳細は改めてご連絡します。

大会の予選会助成金についての案内は、例年通り4月に発送しますのでよろしくお願い致します。

コロナの影響にもよりますが、今夏開催予定の2020東京オリパラでは、柔道競技において昨年同様に講道館内に各国柔道選手サポートコーナー設置を考えております。東京都と近隣県にご協力をお願いする予定です。



渉外部



萩原副会長

富永渉外部長

●「日整ニュースレター」登録について

富永渉外部長より「日整ニュースレター」メールアドレス登録と、各都道府県会員の登録状況について報告がありました。

現在、全国で約6200名の登録状況となっています。未回答の都道府県についても4月中に報告をもらえる予定です。

メールの追加登録は随時受け付けており、今後もしも引き続き、会員に積極的な登録をお願いしていく予定です。

渉外部では登録したメールアドレスを今後、有効に利用させていただき、全ての会員にタイムリーな情報配信ができるよう、進めていく予定です。

「日整トピック」やホットなニュースの配信のみならず、会員支援情報、柔道大会や学術大会、各種講習会、日整の主要事業のお知らせ等、さまざまな情報の発信に利用しながら、日整からのメールが楽しみになるような、会員必須の情報ツールに育てていきたいと思っています。

●国際事業の延期状況

萩原副会長より国際事業であるJICA草の根技術協力事業、柔道整復普及事業の現状について説明がありました。

公益財団法人国際医療技術財団(JIMTEF)を窓口として、JICA草の根技術協力事業を行っています。日整会員の協力のもと、ベトナムへの派遣指導者を2027年頃までに4回派遣する計

画を立てていました。ところが、新型コロナウイルス感染症拡大による渡航規制などから予定通りといかず、落ち着いた状況が続いています。残念ながら、現在のところ延期せざるを得ない見通しです。

JICAの事業についても、2021年は中止になる予定だと聞いています。ベトナムにおいても感染防止策が講じられており、事業そのものが困難な状況に陥っているという背景があります。新型コロナウイルスの感染がある程度落ち着くまでは、この事業を中止せざるを得ないでしょう。また落ち着いた段階での再開をめざし、準備をしているところです(16ページ参照)。

海外派遣予定の7名の会員、協力を仰いだ県の会長には、今週、その旨を連絡しました。また、受け入れ先の病院関係、接骨・整骨院関係の先生方にも、延期の連絡を文書で行っています。ご了解いただきますよう、よろしくお願いします。



2016年にベトナムで柔道整復術普及のセミナーを初開催。
三橋保険部長によるデモンストレーションの様子

学術教育部



長尾学術教育部長

●「超音波観察装置」と名称を統一

長尾学術教育部長より以下の報告がありました。

総務部長から超音波観察装置搬入状況のご報告がありました。3月11日から3月25日までの2週間で47都道府県全てに搬入されています。そのうち、31都道府県においては、会長自ら搬入と取り扱い説明に参加していただきました。ありがとうございました。

超音波観察装置についてお話しします。「呼称の統一」ということで、今は「超音波画像診断装置」「超音波画像観察装置」「超音波診断装置」など、いろいろな名称が付いていますが、柔道整復師として「超音波観察装置」もしくは「エコー観察装置」に統一します。

日本柔道整復接骨医学会では、昨年の7月に安田(秀喜)会長、坂本(歩)副会長、紙谷(武)副会長となり、医師が正副会長を務めることになりました。先生方のご指導の下、この超音波観察装置や骨折・脱臼を、より多くの国民に知ってもらえるよう正確な情報提供をできるような学会にしたいという思いがあり、ご協力をお願いした経緯があります。

日本超音波医学会は、1961年に発足した日本で一番古いエコー観察の医学会です。医師ばかりが入る医学会でも臨床検査技士が超音波を取り扱う際の認定も、この日本超音波医学会が行っています。これらの指導医を安田会長は務めています。こうした組織との連携を取るために、柔道整復師が使う超音波観察については呼称を統一したほう

がいいということで、昨年からお伺いを立てていたところ、「超音波観察装置」、エコーという言葉を使うのであれば「エコー観察装置」でいいとのお答えをいただきました。

メーカーなどで搬入の際は、今回の「SV7」についても、「超音波画像診断装置」というメーカー名が付いていますが、我々柔道整復師が使う場合の呼称は「超音波観察装置」もしくは「エコー観察装置」で統一していきたいと考えています。そうしたご理解のほど、よろしくお願いします。

●装置使用時は、先に徒手検査と観察を

超音波観察装置を柔道整復師のものにするために一番大切なのは、その使用方法です。肘が痛い、膝が痛いとか来られた患者に関しては、問診、視診、触診をしっかりと行った上で理学的徒手検査を行い、その評価が正しいか否かという判断のために超音波観察装置を使います。

そして、その後行われる治療計画の中で、負傷部位が良好に治っているか否かを評価するために使うことも大切です。

柔道整復施術を施す中での判断の確認や、進捗状況を明確にするために超音波観察装置を使ってもらいたいということです。

再度注意しますが、来院した患者にいきなり超音波観察装置を使用しないこと、そして徒手検査と観察を徹底的に行うこと。こうした使用ルールを間違えないことが超音波観察装置を必須機器にするためには重要です。ぜひご協力のほど、お願いいたします。

●外傷施術に新たな認定の構想も

以前から日整は、柔道整復研修試験財団、全国柔道整復学校協会、日本柔道整復接骨医学会と連携をしてきましたが、現在はさらに、厚生労働省や日本医師会とも良好な関係を保つよう努力をしています。

これらの団体と良好な関係を保つための絶対的条件は「法令順守」です。我々柔道整復師の資

質の向上と信頼のためにも守らなければならない一番の条件です。

将来的な話となりますが、柔道整復術の根幹に関わる骨折・脱臼などの外傷施術を新たに認定していきたいと考えています。「骨折施術柔道整復師」、「脱臼施術柔道整復師」、「超音波観察装置取扱柔道整復師」を認定して、将来的には算定基準に加えたいという思惑もあります。

現在、構想中ではありますが、接骨医学会の中で認定をして、登録は研修試験財団で行うという、今の柔道整復の免許登録と同じようなシステムを構築していきたいと考えています。

しかしこれは柔道整復師が勝手に認定するのでは信用されません。日本医師会推薦の人で構成され、厚生労働省、研修試験財団、学校協会、そして、我々日本柔道整復師会がこの制度化に向けて指導する努力を今から始めていく姿勢が必要です。

●装置導入の徹底を進めたい

今回お配りした「SV7」は、研修の際には大きく見られるように、外部モニターを取り付けたものが搬入されています。ぜひ活用して、より多くの会員の先生方に超音波観察装置を導入してもらう努力をしていただきたいと思います。

ご不明な点などは日整事務局で対応する準備を進めているので、ご相談ください。

メーカーの調査では、現在接骨院には超音波観察装置が4千台強入っています。3年後くらいにはこれを2万台にすることを目標にしていきます。整形外科医院やクリニックにレントゲン機器がない所がないように、接骨院には超音波観察装置があるのが当たり前という状況を、将来的には作りたいと思っています。これは全国の会長や役員のご理解がないと、趣旨が全会員に伝わりません。全国の接骨院設置のためにご協力をよろしくお願いします。

2021年度の学術大会、匠の技セミナー指導者講習会の日程は下の表組のとおりです。



2020年1月の「匠の技 伝承」プロジェクトで行われたエコー観察装置の実技指導

2021年度 日整学術大会日程(4地区開催)

地 区	開催県	日程	会場
東 北	宮城県	2021年10月23・24日(土・日)	江陽グランドホテル
関 東	群馬県	2022年 3月20・21日(日・月)	高崎音楽センター
大 阪	大阪府	2021年10月16・17日(土・日)	シティプラザ大阪
中 国	山口県	2021年12月18・19日(土・日)	宇部市文化会館

「匠の技 伝承」プロジェクト 指導者養成講習会日程

	内容	日程	会場
第1回	橈骨遠位端骨折	2021年 7月11日(日)	日整会館
第2回	肩甲上腕関節脱臼	2021年 9月26日(日)	
第3回	顎関節脱臼	2021年11月28日(日)	
第4回	足周辺の骨折(外果骨折)	2022年 2月20日(日)	

※プロジェクトの一環として「エコー特別講座」を11/7(日)に開催いたします。詳細は決まり次第、学術教育部よりご案内いたします。

オンラインで実施 都道府県会長との意見交換

昨年
から
本年
にわたり、日整・工藤会長、
三橋総務部長と各都道府県社団による
意見交換がオンラインで実施された。
その模様を報告する。

あらゆる事業が中止または延期を余儀なくされた2020年度。日整は会員に向けてさまざまな支援活動を実施してきたが、都道府県社団の実情をより明確に把握するため、全国を7地区に分けての意見交換をWeb会議にて行った。

開催されたのは2020年11月から本年1月にかけて。日整会館の会議室と各地区社団を会議システム「Zoom」で結び、日整の工藤会長と三橋総務部長が、各地区から日整へ事前に寄せられた質問に回答する形式を中心に進められた。

会員間の共通認識とすべく、主な意見や回答を報告する。

●電子請求移行のモデル事業、本格化へ

2016年11月の柔道整復療養費検討専門委員会(以下、検討専門委員会)において2017年度中に実施する予定とされていた「オンライン請求に向けたモデル事業」は、東京都国保連合会と東京都柔



Web会議の様子

道整復師会との間で進められてきた。両者および厚生労働省、保険者、日整で意見交換を重ね、内閣府にも足を運び折衝を続けている。昨年10月に開催された自民党厚労関係団体への予算要望では、「柔整オンライン請求モデル事業実施への支援」も要求した。

しかし健保連の反対や予算の問題などから、目下のところ足踏み状態が続いている。

菅政権のデジタル化推進により、内閣府、総務省では柔道整復の電子請求化への取り組みも促進するよう、厚労省へ働きかけていると予想される。厚労省からは、改めて日整が当初より掲げる進め方、問題点の解決方法を説明してほしいとの要望が出され、現在、意見交換を行っている。

これまで後ろ向きだった厚労省が当モデル事業に前向きになっていることから、早期実施に向け進めていけるだろう。

●マイナンバーカードによる 健康保険証確認の実施状況

2021年3月から、医療機関等においてマイナンバーカードでの健康保険証の資格確認が実施される。国は2023年3月までに完全普及させることとしており、当面はカード保険証も並行して使用される。柔道整復師の施術所においては、遅れているオンラインシステムの整備が急務の課題だ。日整にも、昨年より複数回にわたり厚労省の担当課長が来館、実施に向けた検討を重ねてきた。



北信越地区
各会長との会議画面

施術所では、医療機関のような顔認証のカードリーダーは必要なく、4桁の暗証番号を入力するだけのもので十分であり、3千円程度の安価なカードリーダーの導入で対応できる。自民党厚労関係団体予算要望にも、システム構築とカードリーダーの財源確保を要請した。

総務省は、保険証の早期廃止を厚労省に要求しているが、田村厚労大臣は、国がオンライン資格確認の完全普及を進めるとしている2023年3月までに、訪問看護と柔道整復、あはきにおける実施を検討するとしている。

●受領委任払い制度の堅持を求める 緊急要望を提出

昨年4月に開催された検討専門委員会において、保険者側代表委員より、「個人契約柔道整復師が所属するいわゆる『請求団体』に対し一部の保険組合より、適正化の指導にも従わないため、健保連加盟の『償還払い』に移行したいとの要望が出ている」との発言があった。これについて8～9月に行われた厚労省、日整、健保連の三者会談で、

- 日整では不正請求の根絶に向けて制度改革や教育改革を進めている。
 - 健康保険組合が支給申請書の疑義返戻を請求団体に行っているため所属の個人柔道整復師には届かず、不正や疑義返戻を理解していない。
 - 「民法上の復委任」を保険者、厚労省が黙認している事実があり、これを解消することが解決において急務。
- などを強く主張した。

そしてこれまで84年間続いてきた国民のための制度「受領委任払い」について、一部の保険組合の

意向で歴史を覆すようなことは断固として反対である旨を健保連に伝えた。また、厚労関係団体予算要望にも請求団体が「民法上の復委任」と主張し柔道整復師に代わって療養費の振り込みを受ける現在の在り方を保険者が見直す必要があることや、国民のための受領委任払い制度の堅持などの要望を盛り込み、出席議員に強く訴えた。

11月には工藤会長より、田村厚労大臣に日整からの要望として直接提示するとともに、健保連議連の三役にも詳細に説明し助言をお願いした。

さらに年末、下村自民党政調会長にも直接要望。今年1月に自民党本部にて政調会長、厚労省、日整三役で協議会を行った結果、今後の対応案を厚労省と日整で検討し、進めることで合意した。

●4月より労災保険特別加入制度への 加入が認定される

報道などで既報の通り、これまで建設業などの、いわゆる「一人親方労働者」に加入が認められていた労災保険特定加入制度に、日本柔道整復師会の適用が認定された。これにより従業員を持たない会員が通勤や施術所内での被災や受傷で補償を受けられる(34ページ参照)。日整ではこれについての要望書を厚労省労災補償課に提出、2度にわたる労働政策審議会労働保険部会の公開ヒアリングで主張を続けてきており、それが結実した形だ。

コロナ禍での濃厚接触の危険にさらされる状況において、安心して業務が継続できるよう認定を求めたものであり、万一感染した際の治療費、収入の補償も含めた加入だ。今年4月に省令改正が行われ、日整事務局が全国の受付窓口となる。

●「個人契約サポートセンター」を設置 会員増を狙う

先に述べた検討専門委員会において「復委任」「償還払い」という発言が日整と保険者より同時に上がったことで、請求団体の存続を危ぶむ声が大きくなっている。そこで会員の拡大を目指し、政策部と総務部で「個人契約サポートセンター」を立ち上げ、情報収集などの活動を始めた。

新規開業者が最初に必ず訪れる、請求団体を検索するWebサイト「レセナビドットコム」と連携を図り、トップページに「(公社)日本柔道整復師会」の資料請求や入会相談受付ページにつながるバナーを設置した。(公社)東京都柔道整復師会はすでに、昨年5月から12月までにグループ接骨院、個人契約柔道整復師の入会促進を行い、約50名の新規入会者を受け入れた。

個人契約柔道整復師4千名へのアンケート調査も行った。その結果、「日整の存在を知らない」「古い体質のままの組織だと認識している」という回答が多く、11月にグループ接骨院の経営者20名との

意見交換会を日整会館で行った。

今年も個人契約者やグループ接骨院との意見交換会、新規開業者向けセミナーの開催を行い、会員数アップに向け活動していく予定だ。また養成校向け企業説明会との連携などを行い、卒業予定の学生にも「公益社団法人」組織としてのメリットをアピールしていく。

さらに日整正会員以外の準会員、賛助会員のほか、勤務柔道整復師会員、学生会員など新たな会員枠設置による会員数の拡大についても検討している。

●広告ガイドライン案についての主張表明

2019年に実施された第8回の広告検討委員会では、ガイドライン案が以下のように示されている。

- ①「診」が含まれる表記はNG。
- ②「保険取扱い」「交通事故」の標榜はNG。
- ③接骨院での「整体」「カイロ」「リラクゼーション」の表記はNG。

昨年9月末に請求団体・あさひ接骨師会の元会長による7億円の使い込みが発覚。姉妹会社のホープ接骨会に会員を移し存続を図ったものの、約14億円の負債を抱え1月27日付で破産手続き開始が決定された。すでに昨年より大阪社団では、同会会員に入会案内を送り、新規獲得を行っている。また1月末に日整、東京社団にも入会や支給申請の相談が多数寄せられている。

今後、関東・東京・大阪を中心に、全国500名のホープ接骨師会元会員や他の請求団体等の個人契約柔整師が都道府県の公益社団に入会してくることが予想される。東京では改めて施術管理者研修のような新入会員保険講習会を開催した。

会員の皆さまへのお願い

個人契約者を 温かく迎えましょう！

日整窓口からの入会希望者については、随時各都道府県社団に連絡いたします。

入会の際に「元個人契約者」を差別をせず「同じ新入会員」として温かく迎えていただけるよう、支部役員にまで徹底していただきたく、切にお願いいたします。

- ④「出張」「往療可能」「駐車場有無」「国家資格免許保有」の明記は問題ない。
- ⑤「整骨院」の名称使用については是非の議論がある。
- ⑥Webサイトについては誘因性、認知性のいずれの要件も満たす場合は、広告として取り扱う。
- ⑦国家資格外行為（非医業類似行為）者に関する広告にガイドラインを作成する。

これらに対して日整は、柔道整復師法通りに規制することは反対しないが、まずは整体、リラク等の無資格者の規制を検討することが優先事項ではないかと主張、日本医師会、あはき4団体もそれに同調している。

また、「整骨院」の名称については、確かに柔道整復師法第24条第1項第4号により平成11年告示第70号で、広告し得る事項は「ほねつぎ又は接骨」とされているが、北海道、福岡県においては90%以上が「整骨院」だとの数字もある。既存の開業者に対してその表記を変えろというのは困難であること、全て変更しろと言うのであれば、これまで届け出を認めてきた保健所、厚生局、国に対して訴訟も辞さないことを表明した。現在厚労省は、新規開業者からの適用を考えたいとしている。

この委員会では「あはき」と「柔整」という法令の異なる業種をひとくくりに議論しており、意見が噛み合わないのは当然とも言える。日整は当初から「医師の広告ガイドラインに準じる」とし、加えて保健所の権限強化、無資格者の広告規制、Webサイトを広告と見なす法改正を主張してきた。昨年よりコロナ禍で委員会の開催は中止されているが、あまりに目に余るWebサイト広告は規制対象とすることを進めていく。

●コロナ対策の支援を継続 協力金の要望を国へ提出

昨年から続くコロナ禍により、多くの施術所では患者数の激減から収入が落ち込み、廃業に追い込まれる会員も出てきている。2回にわたる緊急事態

宣言下で柔道整復は休業対象外施設ではあったが、感染者が多出した東京都では持続化給付金普及対象（月間50%以上の減収）会員が60名以上、家賃支援給付金申請会員が約50名に及ぶ事態となった。

こうした中、日整では「コロナ感染対策ガイドライン」を作成。これは内閣府の業種別ガイドラインとしても発表された。

またこれまでに、以下のような支援対策を継続している。

- ①各都道府県社団へのエコ観察装置の貸与。
- ②エコ観察装置に関わる研修費用の助成金の支給。
- ③「個人契約サポートセンター」創設により新規会員を拡充、会費減免措置などで減少した各都道府県社団の支給申請額の確保を目指す。
- ④アフターコロナを見据え、講習会や研修会の様式を見直す。また会議はWeb開催に移行。

また昨年早期より、自民党総務会長と厚労大臣宛てに、感染防止対策協力金の支給要望を繰り返し行ってきた。

自治体単位では感染防止対策助成金などの名目で給付されているところもあるが、国としては柔道整復は医療機関ではなく医療関係機関であるという理由で実現化されていない。

今後も粘り強く要望を提出していく考えだ。各都道府県社団からもぜひ、知事や自民党県連宛てに協力金支給の要望を提出していただきたい。

総務部

Report 2

JIMTEF 共同事業の経過報告 ベトナム「柔道整復術プロジェクト」

2015年から始動した、JIMTEFと日整のベトナムにおける柔道整復術普及事業が、コロナ禍で延期されつつも進行している。2020年度の動きを報告する。

●ベトナム人医師が日本で研修予定

日整では、公益財団法人国際医療技術財団（以下JIMTEF）との協力事業として、ベトナムでの柔道整復術の普及を目的とする「柔道整復術プロジェクト」を進めている。これはベトナム政府から正式に要請を受け、伝統医療分野発展のために立案されたものだ。ベトナムの医師を日本に招き人材を育成、それを足掛かりにベトナム国内への柔道整復術の浸透を目的としている。2019年に「JICA草の根技術協力事業パートナー」の認定を受け、本格開始した。

訪日するベトナム人医師は候補者10名より4名が選ばれた。技術の習得のため、延べ約1カ月にわたり日本国内の整形外科や接骨院での技術研修を受講する。医師の選考は本来ベトナム現地で行う予定であったが、コロナ禍で渡航困難となったためJIMTEF事務局で2回にわたる選考がオンライン面談で行われた。第1回選考（1月18日）ではJIMTEFの小西理事長、依知川事務職員、日整の萩原副会



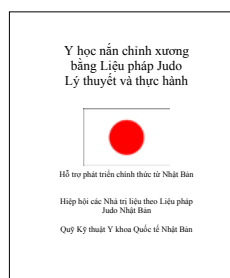
オンラインで行われた
研修医師選定の面談風景

長、田澤渉外部員により候補者7名の中から2名が採択され、1月28日に合格を通知した。第2回選考（2月22日）は小西理事長・萩原副会長・依知川事務職員により候補者3名より2名が採択され、2月25日に合格を通知した。

●日整監修の教材など準備が進む

現在、事業展開の準備としてベトナムでのNGO登録の申請を済ませ、JICAベトナム事務所、JIMTEF、日整、ベトナム国立ホーチミン市伝統医学病院、ロンアン省保健省間での合意書締結の手続きを進めている。今後、JICA・JIMTEF・日整間の事業契約書を締結し開始する予定である。

しかし新型コロナウイルス感染症の影響により、JICAの運営や各国への渡航許可などを含め今後の状況は不透明であり、スケジュールが定まっていない。現在は萩原副会長を中心に各種書類の作成や関係機関との連絡調整を行うほか、日本での研修を円滑に行うため金井特別諮問委員会を中心に研修施設である医療機関のスタッフと協力し、指導方法のシミュレーショントレーニングを定期的実施している。また『柔道整復接骨学理論と実技』『包帯法』『健康柔体操』の3巻の教材テキスト（写真参照）を日整が監修し制作、ベトナム語翻訳版を昨年12月に本事業のカウンターパートである国立ホーチミン市伝統医学病院へ提供した。研修時に用いる実技トレーニング用の骨模型を作成するなどの準備も進めている。



日整の監修による翻訳版テキスト
『柔道整復接骨学理論と実技』

近日中には、本事業関係者で事業開始までの具体案作成をWeb会議にて行う予定である。

副会長 萩原正和

2020年度優等卒業生を表彰 ご卒業おめでとうございます！

3月、柔道整復師養成学校の卒業式が全国各地で行われた。日整では今年も優等卒業生への表彰を実施。各校に表彰状をお届けした。

学校名	優等生氏名	学校名	優等生氏名
北海道柔道整復専門学校	齊藤 安海	東海医療科学専門学校	萩原 志保
日本工学院北海道専門学校	安原 大生	名古屋医健スポーツ専門学校	若林 香映
札幌スポーツ&メディカル専門学校	秋田 海斗	ルネス紅葉スポーツ柔整専門学校	若林 尚晃
盛岡医療福祉スポーツ専門学校	長田 英司	京都医健専門学校	井上 佳奈
仙台接骨医療専門学校	熊谷 祐輔	関西医療学園専門学校	北川 浩一
赤門鍼灸柔整専門学校	林 拓冬	明治東洋医学院専門学校	長谷川 龍也
仙台医健・スポーツ&こども専門学校	森 友明	履正社医療スポーツ専門学校	中村 建太
福島医療専門学校	石井 伽奈	近畿医療専門学校	鳴川 寛大
前橋東洋医学専門学校	大津 哲也	大阪医専	奥田 楓太
育英メディカル専門学校	塚越 弘幸	大阪ハイテクノロジー専門学校	橘 祐輝
大川学園医療福祉専門学校	青木 里流	東洋医療専門学校	森 稔
呉竹医療専門学校	平田 美紗	大阪府柔道整復師会専門学校	上西 人文
呉竹鍼灸柔整専門学校	廣末 周太	朝日医療大学校	浅川 尋
横浜医療専門学校	小嶋 貴裕	IGL医療福祉専門学校	山本 涼雅
日本柔道整復専門学校	西應 唯花	朝日医療専門学校広島校	平見 将大
東京柔道整復専門学校	山田 汐里	四国医療専門学校	中野 賢聡
東京医療専門学校	佐藤 亮介	河原医療福祉専門学校	西之谷 相
日本体育大学医療専門学校	山本 悠友	福岡医療専門学校	河野 美波
中央医療学園専門学校	五十嵐 純	福岡医健・スポーツ専門学校	佐々木 駿太
日本医学柔整鍼灸専門学校	勝山 和佳奈	福岡天神医療リハビリ専門学校	大賀 愛佳
了徳寺学園医療専門学校	吉崎 太志	九州医療スポーツ専門学校	田嶋 弥生
日本工学院八王子専門学校	神戸 悠輔	九州医療専門学校	手嶋 美英代
日本健康医療専門学校	瓜生 千乃	大分医学技術専門学校	河野 充志
関東柔道整復専門学校	大浦 綾音	今村学園ライセンスアカデミー	清水 美穂
新宿医療専門学校	藤本 親江	鹿児島第一医療リハビリ専門学校	小園 恭平
北豊島医療専門学校	紀本 敏	専門学校沖縄統合医療学院	黒島 一真
日本総合医療専門学校	堀内 浩希	専門学校琉球リハビリテーション学院	来間 尚道
アルファ医療福祉専門学校	天笠 貴雄	SOLA沖縄保健医療工学院	津嘉山 華織
首都医校	横山 喬亮	上武大学	根岸 直生
新潟柔整専門学校	大井 綾子	帝京平成大学 千葉キャンパス	小林 哲太
信州スポーツ医療福祉専門学校	小浜 龍信	帝京科学大学 東京西キャンパス	佐藤 駆
北信越柔整専門学校	清水 賢史郎	帝京科学大学 千住キャンパス	川上 卓真
専門学校浜松医療学院	太田 光俊	帝京短期大学	小松 采加
専門学校白寿医療学院	豊田 峻吾	東京有明医療大学	鈴木 彩音
静岡医療学園専門学校	知久 里志	常葉大学 浜松キャンパス	平野 颯太
専門学校中央医療健康大学校	松永 純奈	明治国際医療大学	松村 秀哉
米田柔整専門学校	岩垣津 花穂	東亜大学	品川 洋助
中和医療専門学校	滝藤 太一		

2019年調査報告 柔道整復療養費と施術料金の実態

2019年に会員が受領した柔道整復療養費および
施術料金にまつわるアンケート調査集計が確定した。
その結果を報告する。

総 評

2019年の日整会員の状況をみると、年間の給付総件数、給付総額ともに、それぞれ昨年の1527万2947件、1092億6028万2457円に比べ、減少傾向となった(表1、2参照)。

その背景にある要因としては近年同様、柔道整復師・施術所の増加に伴う競争激化や保険者の患者照会による受療抑制、他保険医療機関への患者の流出などが挙げられる。

また表3で明らかなように、1件あたりの平均給付額もここ数年の落ち込みを見せている。さらに、会員数の数年にわたる漸減も大きな要因の一つであろう。

集計結果の前提

- 2019年1月～12月の間に会員が受領した協会けんぽ、組合健保、国保、後期高齢および共済組合の柔道整復療養費ならびに労災保険の施術料金の給付について集計(患者の一部負担金を除く)
- 国保は退職者医療を含む
- 生活保護、自賠責保険および実費による施術料金は含まない
- 該当会員数は2019年12月末日の施術所開設者数
- 「割合」欄は小数点第2位を四捨五入

※各表の比率計算は、端数整理の関係上、総計100%にならない場合や0%となる場合あり。

本調査にご協力いただきました都道府県柔道整復師会会長、会員各位ならびに事務局の皆さまに心より御礼申し上げます。

表1 ブロック(地区)別 年間給付件数とその保険者別比率

ブロック名	会員数	年間給付件数	協会けんぽ	組合健保	国 保	後期高齢	共済組合	労災保険
北海道	788	568,851	39.0	8.7	24.8	19.4	7.8	0.2
東 北	1,284	1,171,751	36.6	11.4	26.3	18.7	6.9	0.1
関 東	3,052	2,610,853	28.9	17.8	27.1	20.4	5.4	0.3
東 京	1,180	1,134,830	22.0	23.2	27.9	21.6	5.0	0.3
北信越	1,671	1,485,689	36.3	11.0	25.3	22.0	5.3	0.1
東 海	1,491	1,521,777	32.3	15.7	25.8	21.3	4.8	0.2
近 畿	1,300	1,422,097	30.9	11.6	30.2	21.6	5.5	0.1
大 阪	1,478	1,210,028	33.3	12.8	26.9	22.7	4.3	0.1
中 国	622	645,603	39.9	10.3	24.1	18.8	6.8	0.1
四 国	412	394,687	39.6	6.0	26.8	19.9	7.5	0.0
九 州	1,636	1,988,219	39.8	7.3	26.4	18.5	8.0	0.1
計	14,914名	14,154,385件	35.3%	11.6%	26.5%	20.1%	6.3%	0.1%

表2 ブロック(地区)別 年間給付額とその保険者比率

ブロック名	会員数	年間給付額	協会けんぽ	組合健保	国 保	後期高齢	共済組合	労災保険
北海道	788	3,982,834,086	34.3	6.7	25.7	26.1	6.0	1.1
東 北	1,284	7,115,032,131	31.2	9.2	26.8	26.8	5.4	0.7
関 東	3,052	19,412,090,028	24.0	13.5	28.1	28.7	4.1	1.7
東 京	1,180	9,215,009,685	18.8	17.4	28.4	30.1	3.8	1.5
北信越	1,671	11,141,835,133	30.4	8.3	26.9	30.0	3.9	0.6
東 海	1,491	9,956,342,309	26.7	12.1	26.5	30.2	3.6	0.8
近 畿	1,300	9,614,936,959	27.7	9.5	28.7	29.0	4.4	0.8
大 阪	1,478	10,728,175,379	28.5	9.1	27.2	31.9	3.1	0.2
中 国	622	3,946,553,027	34.9	8.0	26.1	25.2	5.4	0.3
四 国	412	2,396,537,761	34.6	4.6	27.9	26.8	5.8	0.2
九 州	1,636	13,458,767,473	34.9	5.7	27.4	25.2	6.4	0.3
計	14,914名	100,968,113,971円	30.4%	9.0%	27.3%	27.7%	4.9%	0.7%

表3 会員数および会員一人当たりの件数と給付金額の推移

	会員数	金 額	件 数	1件当たり 平均給付額	1人当たり 平均給付額	1人当たり 平均給付件数
2016年	16,056人	127,106,417,462円	17,088,263件	7,438円	7,916,444円	1,064件
2017年	15,852人	118,850,963,135円	16,185,107件	7,343円	7,497,537円	1,021件
2018年	15,514人	109,260,282,457円	15,272,947件	7,154円	7,042,689円	984件
2019年	14,914人	100,968,113,971円	14,154,385件	7,133円	6,770,022円	949件

表4 年間給付額別該当会員数

	該当会員数	2019年率	前年比	2018年率	2017年率	2016年率
500万円未満	7,170	48.1%	+2.3%	45.8%	43.0%	40.6%
500万円超～1,000万円未満	4,735	31.7%	△0.6%	32.3%	33.2%	33.6%
1,000万円超～1,500万円未満	1,826	12.2%	△0.9%	13.1%	13.8%	14.7%
1,500万円超～2,000万円未満	656	4.4%	△0.5%	4.9%	5.4%	6.1%
2,000万円超～2,500万円未満	277	1.9%	±0.0%	1.9%	2.3%	2.6%
2,500万円超～3,000万円未満	126	0.8%	△0.1%	0.9%	0.9%	1.0%
3,000万円超～3,500万円未満	50	0.3%	△0.2%	0.5%	0.5%	0.6%
3,500万円超～4,000万円未満	26	0.2%	±0.0%	0.2%	0.2%	0.4%
4,000万円超～4,500万円未満	22	0.1%	△0.1%	0.2%	0.2%	0.2%
4,500万円超～5,000万円未満	11	0.1%	±0.0%	0.1%	0.1%	0.2%
5,000万円超	15	0.1%	±0.0%	0.1%	0.2%	0.2%
計	14,914人	99.9%		100.0%	100.2%	100.2%

超音波で 運動器をみる

学術教育部

日整が積極的に進めてきた超音波観察装置(以下、エコー観察装置)の導入が、いよいよ本格化します。3月から各都道府県に1台ずつエコー観察装置の貸し出しも開始され、7月末までに初心者講座も行われる予定です。

それに先立ち誌上講座を掲載します。



ケガの状態を視認できることの意義

柔道整復師だけでなく患者にとっても「患部の状況を目で確認する」ことには大きな意義があります。損傷部の状態を観察装置で視認できれば安心感につながり、それが柔道整復師と患者への信頼にもつながっていくでしょう。

エコー観察装置での観察は以下の特徴を有しています。

- ① 損傷部を詳細に観察することを可能にし、施術方針を決める補助材料として威力を発揮する。
- ② 非侵襲である。
- ③ リアルタイムでの観察を可能にする。
- ④ 他の検査機器に比べ安価である。
- ⑤ 使用するにあたり、簡単な技術を必要とする。
- ⑥ 分解能は最新のMRI(5テスラ)と同等の能力を有する。

エコー観察装置は患者と柔道整復師の信頼関係の構築と、治療を進めていく上で非常に有益なものです。

超音波観察は骨、軟骨、筋、腱、靱帯、末梢神経を

直接評価し、私たちが日常多く遭遇する損傷などの外傷に対し、大変有効な検査法で損傷部の状態を「見える化」できます。

エコー観察装置を使用する上で大切なのは、まず問診、視診、触診と理学的徒手検査をしっかりと行い、病態を可能な限り把握することです。その上で、超音波プローブを損傷部に当てていきます。

しかし、ただ単に当てれば正しい情報が得られるわけではありません。そのためには「チョツとした技術」と「解剖」の知識が必要です。

ここでの技術とは簡単なものです。超音波プローブは音波を発信する装置とともに受信する装置でもあるため、被験体に対して常に垂直に当てることが必要だという「コツ」のようなもので、慣れてくれば誰もが時間をかけずに行うことができます。

また、解剖の知識の中で最も必要なのは体表解剖で、触診とともに損傷部内の組織を想像しプローブを当て自分の持っているイメージを再現します。

実際に運動器を見る

使用する最新機種

エコー観察装置には、多くの種類がありますが、可搬性に優れ、日常の施術で設置型のものに引けを取らない性能を持っているのがこの一台です。

モニターは12.3インチで、重さは約1.45kg。

外寸法は329mm×36mm×216mmです。

プローブは、リニア型の12MHzで、運動器の観察に必要な詳細な情報をモニターに映し出すことができます。



〈タブレット端末型エコー観察装置「CANON VIAMO SV7」〉

外部モニターを使う

施術所内で使うために、モニターを付属して使った一例です。付属のモニターは、2画面描出可能なマルチディスプレイを使用し、大画面にはエコー画像を、小画面にはiPadから出力した解剖図を描出します。外部モニターを使うことにより、スタッフ間および患者との情報共有を可能にします。

VIAMO SV7には、標準でカメラが搭載されていて保存もできます。カメラで撮った写真は、外部モニターのエコー画像が描出されていた大画面で観ることが可能です。



初検をイメージしましょう

まず問診、触診、視診、徒手検査を行い、ケガの状態を把握します。次に、iPadを使い解剖のアプリでケガの同部位を、外付けモニターの小画面に映し出します。そしてSV7に搭載されたカメラで、大画面に患部を映し出します。患者には大画面を見ながら損傷状態の説明をします。

次にエコー観察を行い、その情報をもとに当初の判断の確認をします。柔道整復師は大画面の超音波画像と小画面の解剖図を同時に見ることにより組織の変化を理解でき、患者は損傷状態を再確認している柔道整復師と共感し安心感を得ることができます。

基本操作を知る

■ プローブに触れる前に

エコー観察装置の操作盤や横面には多くのボタンがありますが、このSV7の操作は主にタッチパネルで行います。唯一あるボタンは、主電源の「ONボタン」と「音量ボタン」で、それらは左側面上部にあります。

まず、メインスイッチをONにし電源を入れ、そのままの状態にしておきます。一般的には朝、電源を入れ、午前の施術が終わる前にいったん電源を落とします。そして午後の施術が始まったらまた電源を入れるなど、頻繁に電源を入れたり切ったりせずに使用することが勧められます。

これは、電源を入れる際、大きな電流が流れるため、小まめに切ったり入れたりすることにより機械への

主電源



の負荷が大きくなるからとされています。

しかし、このSV7にはバッテリーの消耗を考え、放置することにより10分後自動フリーズとなる「自動休止モード」もあります。これは20秒程度で再起動しますので、起動するまでの待ち時間はストレスにならないでしょう。

■ 患者の新規登録をする

次に、患者のID（カルテ番号）と名前を入力して管理しましょう。慣れれば、短時間で処理することができます。

①

新患登録ボタン  をタッチすると、②に画面が切り替わります。

②

登録画面に切り替わったら検査を開始する前に、患者の個人情報を入力します。まずIDを入力しますが、これはカルテ番号にします。その他の情報入力は後日行ってください。この個人情報登録は大変重要なものになります。

入力は下のキーボードで行います。キーボードの移動は、キーボードの左上のボタンに触れドラッグし移動します。

新患登録ボタン



検査開始



キーボード移動ボタン

二つの画面で対比する

健側と患側の関心領域を比較する場合、2画面にしましょう。一つの画面に二つの情報が描かれるため損傷状態の把握が容易になります。

普段は、1画面で観るため2Dとなり、2画面にするときには、「Dualボタン」をタッチし、左右を振る際にはもう一度「Dualボタン」をタッチします。そして1画面に戻す際には、「2Dボタン」をタッチします。



撮影したデータを保存しましょう

撮影したデータを保存するには、「Storeボタン」をタッチします。その際、「FRZボタン」をタッチした後、「Storeボタン」をタッチすると、フリーズしたその画面が静止画として保存されます。保存されたデータは、右のサムネイル画像として見ることができます。また、「FRZボタン」に触れず「Storeボタン」をタッチすると、動画として保存されます。



保存したデータを閲覧します

保存した患者データは、後日呼び出すことができます。画面右上の  をタッチすると下の画面が出てきて各患者のID、氏名等を閲覧することができます。次に見たい患者のID、氏名をタッチし左下の「Viewボタン」をタッチすると、その患者の以前の情報を見ることができます。



超音波観察の特徴を知る

①骨、軟骨、筋、腱、靱帯、末梢神経を直接評価する。

骨、軟骨、筋、腱、靱帯、末梢神経を直接評価することにより詳細な病態を把握することができ、施術の補助として威力を発揮します。

②非侵襲である。

被爆等で身体に対して害を及ぼすことなく乳幼児にも安心して使用することができます。

③リアルタイム(動的観察)で観察することができる。

運動器を動かしながらの観察を可能にし、静止画

像では見ることができない損傷状態を把握することができます。

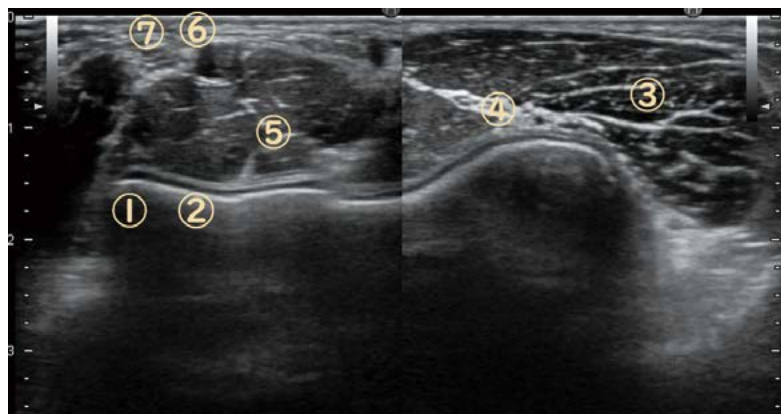
④安価である。

比較的低価格であり、導入しやすい機器です。

⑤分解能(一つ一つを区別する能力)は、最新のMRI(5テスラ)に匹敵する。

臨床に用いられている最近の高周波のプロープは、10MHz~20MHzで、一般的なMRIより分解能に優れています。

実際に確認してみる



事例A 「上腕骨下端部前面の短軸画像」

右は、上腕骨下端部前面の短軸画像です。

骨①は、左の滑車から右の橈骨小頭まで線状高エコーとして描出され、超音波は骨により全て反射されます。

骨①の上には、無エコーの関節軟骨(ガラス軟骨)②を見ます。関心領域の右側には腕橈骨筋③、その

左側には、橈骨神経、諸動脈④を見ます。さらにその左には、大きく広がる上腕筋⑤、その上には上腕動脈⑥、左には正中神経⑦が描出されます。

その他、靱帯、関節包、腱の描出に優れており、最近では、軟部組織間のFasciaの観察も注目されています。

⑥可搬性に優れている。

院内での移動はもちろんスポーツ現場であるフィールドに持ち運ぶことができ、可搬性に優れています。

⑦生体の中で超音波は減衰、散乱する。

超音波は生体に入ると、それぞれの組織の性質により減衰し散乱します。特に高周波になるにつれそれは著明となり、深い組織では鮮明な画像を描出することが困難です。

⑧一度に全体像を評価できない。

生体を検査する際、X線、MRI、CTでは全体像を観察することができますが、超音波では、見るができる関心領域は狭まります。しかしプローブを自由に

動かすことにより、損傷部を詳細に観察することを可能にします。

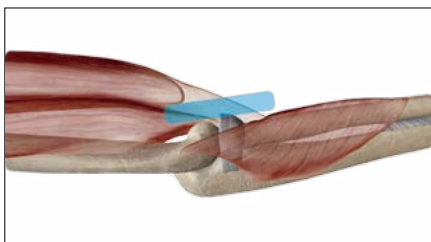
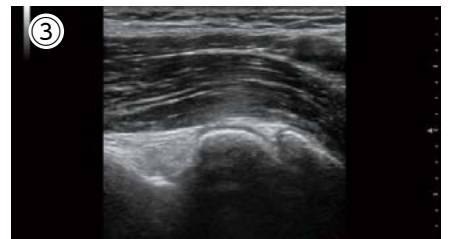
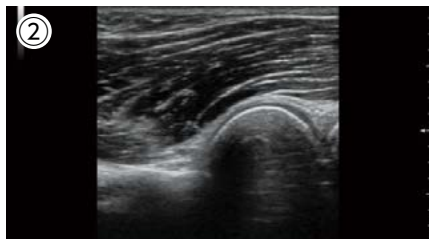
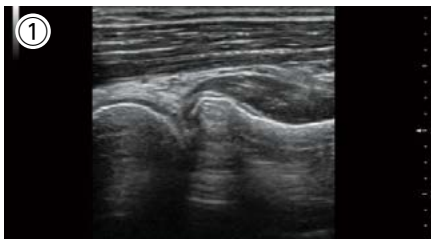
⑨プローブワーク等、装置の使用にあたって簡単な技術を必要とする。

プローブの操作にはちょっとしたテクニックを必要としますが、操作に慣れることで解決できる範囲の簡便さです。

⑩骨・石灰化などでは超音波は伝わらない。

医療で使用される高周波の超音波は、空気を伝播しません。超音波の透過が最もいいのは水です。そのほかの液体・人体の軟部組織・臓器も良好であり、超音波観察が可能です。骨・石灰化などでは超音波は伝わりません。

事例B 「肘関節外側の長軸画像」



肘関節外側を長軸にて描出したものです。

①では、橈骨小頭、橈骨頭から頸部、その上には輪状靭帯、回外筋、②では、橈骨小頭、橈骨窩、脂肪体、③では、滑車、尺骨鉤状突起、鉤突窩、脂肪体を見ます。

骨の損傷時、線状高エコーは離断され、ファットパットサインを見ます。

筋損傷時、層状の線状高エコー (fibrillar pattern) は、消失します。

肘内障時、回外筋の近位は関節内に嵌頓します。

繰り返し何度も練習しましょう。それが上達への近道です。

次回は「超音波の特性を知る」です。

未来 展望

M I R A I T E N B O

オンライン参加の選択も可能に 機能訓練指導員育成の研修実施

会場とオンライン併用の開催形式に

3月7、14日の2日間、「令和2年度第2回機能訓練指導員実務研修」が兵庫県柔道整復師会会館にて開催されました。この研修会は、日整と（公社）日本鍼灸師会とで設立した日本機能訓練指導員協会が主催するものです。

1都3県で緊急事態宣言が継続される中、初めての試みとして会場参加とオンライン参加を併用したハイブリッド形式での開催となりました。会場参加による研修会はすでに12月の東京会場で実施されておりましたが、オンラインとの併用となり、多くの新たな準備作業が必要でした。

当日の会場参加は19名、オンライン参加は54名。オンラインでは北海道から九州まで、全国から受講していただきました。運営面で複数のトラブルがありご迷惑をおかけする場面があったものの、講座内容はおおむね予定どおり実施できました。終了後のアンケートでも「満足」「やや満足」を合わせて74%あ

まりという結果となり、好評のコメントも多数いただきました（図1、2参照）。

基礎的な知識を網羅した研修内容

講座は、「現場で活躍できる機能訓練指導員の育成」を目的とし、今回の内容は以下のようなものです。

- 機能訓練指導員を取り巻く制度と機能訓練を利用する対象者像
- ICF（国際生活機能分類：International Classification of Functioning, Disability and

図2 研修会参加者アンケートによる満足度の状況

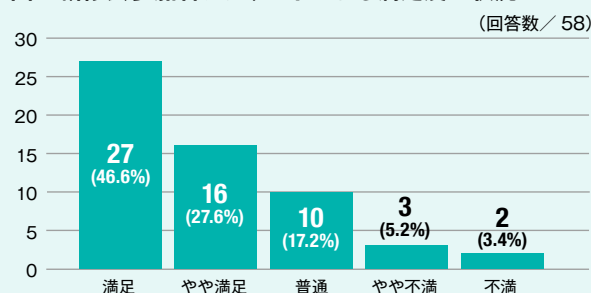
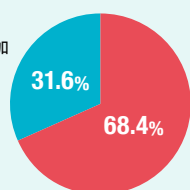


図1 参加形態に関する参加者への質問回答

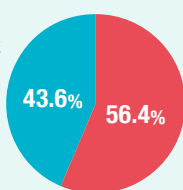
今回の参加状況は？
(回答数／57)

- オンライン参加
- 会場に参集し参加



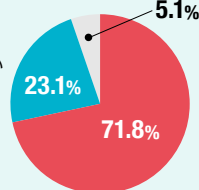
オンライン参加の通信環境は？
(回答数／39)

- Wi-Fiにて接続
- 有線LANにて接続



オンライン参加の通信状態は？
(回答数／39)

- 問題なく視聴できた
- 音声・画像に多少の乱れや停止があったが、ほぼ問題ない
- 音声・画像の遮断や停止などで問題があった





日整特別諮問委員 三谷先生



兵庫県栄養士会 河内先生



兵庫県歯科衛生士会 岩崎先生



ケアサポート西本 渡辺先生

Health)の概念図からみた対象者の捉え方

- 機能訓練計画を組み立てるために不可欠な利用者の悪化予測と改善の可能性への視点
- 安全管理及び運動処方具体的な方法

日整特別諮問委員の三谷講師の講義のほか、兵庫県栄養士会の河内講師による「多職種との協働に向けて高齢期の食と栄養」、兵庫県歯科衛生士会の岩崎講師による「口腔機能低下層と口から食べる支援について」などの講義が行われました。さらに、認知症の専門知識を持つ「認知症サポーター」の育成講師・認知症サポーターキャラバン・メイトの日整特別諮問委員・藤本講師や福祉用具専門相談員・福祉住環境コーディネーターのケアサポート西本・渡辺講師の講義により、基礎的な知識の習得を行いました。

実践研修のアドバンスコースも開催予定

2020年度は、2回のベーシックコースを開催しました。今年度は、ベーシックコース1~2回、アドバンスコース1回の開催を予定しています。

アドバンスコースは、さまざまな事例をもとに機能訓練の実際から計画書の作成まで、より実践に備えた研修内容となります。課題の提出を伴うグループワーク形式となり、ベーシックコースのような座学による研修は行いません。そのため会場参加形式の開催になります。ベーシックコースに比べ研修時間も長くなり、自宅学習のカリキュラムも含まれます。今年度の後半に東京で開催を予定しています。今後、各会員宛てに日整より詳細案内を行っていきま

すので、ぜひ参加をご検討ください。

コロナ禍で新たな開催スタイルが浸透

さて、1年以上も続くコロナ禍で、今回開催されたベーシックコースのように、会議や研修の形は様変わりしていくでしょう。その形式には主に以下の3タイプが挙げられます。

①参加者が開催会場に足を運ぶ…従来通りのスタイル。顔の見える関係で即時の対応や意見交換もしやすい。

②オンラインによる開催…移動時間や交通費等コストが削減でき、規模が大きいものほど経費節減につながりやすい。

③会場参加とオンライン参加を選べるハイブリッド型…会場の環境や機材等に運営側のスキルが必要。しかし広い地域から参加者を募集できる。

②、③タイプの利便性は、コロナ禍において実感した人も多かったのではないのでしょうか。組織の参集形式において、大きな転換点になったことは間違いありません。今後、アフターコロナを迎えても、新しい生活様式の一環として浸透していくものと思われます。

日整および関連各団体においても、その準備を進めることが重要になってくるでしょう。また参加される方々も、オンライン形式での会議や研修に慣れていく必要があります。

日本機能訓練指導員協会
URL:
<https://www.shadan-nissei.or.jp/services/rehabilitation/>



総務部長・三橋裕之
担当理事・川口貴弘
特別諮問委員・三谷誉
特別諮問委員・藤本進

柔道に学ぶ



人生の答えは柔道にあり。

嘉納治五郎師範の言葉に学ぶエッセイコラム



講道館道場指導部長

鮫島元成

昭和25年鹿児島県生まれ。
昭和49年東京教育大学体育学部卒。
全日本柔道連盟教育普及委員会副委員長。柔道連盟強化コーチとしてナショナルチームを指導。日整全国柔道大会など4大会の大会審判長を務める。

柔道の教師は、その教えを 己の行いに実現するを要す

2月のある日、大学の道場を見学する機会を得た。扉を開け一步足を踏み入れた瞬間、若者の激動に身体が震え、大波にのまれたように動くことができなかった。コロナ禍で限られた条件の中、精一杯稽古をしている若者の姿は神々しくもあった。指導者はどこにいるのかわからない、時に「今の技はいいじゃないか」の声で存在を確認できた。練習が終わり清掃に入った。また指導者の姿が消えた。部員の中に入って一緒に掃除をしているためにわからなかった。部員の表情が明るい。笑顔がいい。あいさつがいい。この監督は、柔道の教えを実践する真に教師であると感じた。

少し前の話であるが、日本体育協会(現・日本スポーツ協会)公認コーチ講習会終了後の、ある講習生の感想文を紹介したい。「4日間受講して自分の無知さを改めて思い知りました。柔道の試合で勝つことができて常に関心につまらなかつた不安や恐怖は己の柔道に対する浅はかな考え方であったのだと思った。先生方の指導を聞いて指導者は嘉納師範の代弁者でなくてはいけなし、歴史の伝道師でなくてはいけなしと思いました。日頃の行動、言動が理に適っているのか一つずつ考えるだけでも恥ずかしさが出ます。柔道家と自信を持って言えるようになりたい」(抜粋)。

この講習生は、高校を全国チャンピオンに導いた指導者である。講道館で開催されたある大会で、柔道衣を着た大きな高校生が腰をかがめてトイレのスリッパを一つ一つ手で揃えているのを見かけた。背中のゼッケンを見ると上記の指導者の学校の生徒である。その指導者の教えがこのような形で出現し、いろいろ

な場面で社会を明るくしているのだと感じた。

この2人の教師の指導そして謙虚さは、日々生徒たちに柔道の教えを実現していることは想像に難くない。

それでは「柔道の教え」とは何か、私がいつも意識している師範の教えを述べたい。

「試合者が審判に対する心得」

試合者はだれでも審判者として承認して試合を始めた以上はその人の審判の仕方が万一自分の考えと違っても決して不服を言うことは出来ぬ。ある場合は試合者の考えが正しくて審判のほうの間違っているようなことがないにも限らない。しかしそのような時には自分の不幸とあきらめあくまでも審判の判定を重んじなければならぬ。」

「講道館柔道講義」『国土』第3巻24号(明治33年9月)より

このことは単に試合時のことだけを述べているのではなく、もっと柔軟に広義に考えるようにと師範は望んでいるのではないかと、単刀直入でいえば「潔さ^{いさぎよ}」である。例えば、今コロナ禍である。この現状は、誰が望んだわけではなく、誰かが過失を犯したわけではなく、成り行きとしての結果である。その現状に不満を述べることなく、これが現実だとして捉え、元の社会に戻すために今できることを最大限努力しなければならない。甘えることなく、あきらめることなく、一歩でも先に進まなければならない。そのようなことを師範は示唆されているのだと考える。

まだまだ続くであろうコロナ禍は、見えない敵に対して人間がいかに賢く対処していくのか試されているのである。その一つの対処法として「謙虚」と「潔さ」という言葉がふさわしい。



Recommended Books

膝関節運動療法の臨床技術

学術教育部 佐藤和伸

当著は、特に膝のリハビリテーションに特化した機能改善の方法が具体的に解説されており、運動療法における臨床技術を学ぶことができる。

理学療法士である著者が所属する関東労災病院は膝の外傷、特にACLの再建手術においては年間400～500件超と国内では突出した手術件数を誇る。リハビリに関しても多彩なノウハウを持ち、臨床目線での細かな情報が網羅されている。

前半は膝の解剖、バイオメカニクスについて触れ、それぞれ膝疾患の鑑別や検査法を解説し、後半は具体的な運動療法のポイント、徒手技術について言及している。

個人的には、トピックスとして記載されている術前リハに対する見解や、「オペ後いつからランニングを開始?」「ジャンプ動作はどの動作が獲得できたら行っていいのか」等、オペから競技復帰までの具体的な段階をざっくりとした期間のみで示すのではなく、定性的・定量的に記載されている点が参考になった。

接骨院には外傷性が明らかな損傷、オペ後の後療、拘縮後療等、さまざまな患者さんが来院され、我々もそれに対する知識は必須となる。リハビリ等に関しては書籍でも十分に知識の習得が可能であり、特に当著は膝のリハビリに関して分かりやすく、かつ、内容に関しても深く言及している。一読の価値ある一冊である。



著 者 今屋 健
発行社 文光堂
定 価 本体5千円＋税
ISBN: 978-4-8306-4575-4

理事会 だより



2020年度 第3回理事会

開催場所 Web会議(日本柔整会館、各役員
所属の都道府県事務所)

開催日時 2021年1月21日(木)
13時30分～15時30分

理事現在数及び定足数 現在数19名 定足数10名

出席者 理事19名中19名出席
工藤、萩原、松岡、三橋、市川、
石原、伊藤(宣)、豊嶋、富永、
長尾、川口、渡邊、伊藤(述)、
山崎、和田、徳山、齊藤、田村、
森川

理事外の出席者 嶋谷監事、高橋監事

議長 工藤会長

司会 三橋総務部長

会議の概要

Web会議による理事会開催となった。冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼した。次に、定足数が満たされていることを確認。そして、議事録署名人については、定款第39条に基づき、工藤鉄男会長と嶋谷清・高橋政夫両監事とであることを確認した。開会から閉会まで三橋裕之総務部長が進行した。

議 題

第1号議案『栃木県柔道整復師会 創立100周年記念に係る表彰申請について』

総務部長から標記について説明があった。審議の結果、栃木県から申請のあった、栃木県柔道整復師会創立100周年記念における会長感謝状1名の表彰について、承認可決した。

第2号議案『選挙管理委員会委員について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、各地区から推薦のあった選挙管理委員会委員候補11名(北海道 高山訓正、青森県 岡本幸治、山梨県 大室正美、東京都 深井伸之、石川県 堂本義邦、岐阜県 大橋好一、兵庫県 岩本芳照、大阪府 永野秀信、島根県 近藤尚良、徳島県 小川洋一、長崎県 太田恵一郎)について、2021年1月21日付で委員委嘱することを承認可決した。

第3号議案『講師派遣依頼について(兵庫県)』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、兵庫県からの派遣依頼について、2021年2月14日(日)に三橋裕之総務部長を講師として派遣することを承認可決した。

第4号議案『収支相償・遊休財産規制違反の解消策について』

財務部長から議案について説明があった。審議の結果、下記(1)から(3)の実施について承認可決した。

(1) エコー観察装置の都道府県柔道整復師会への貸与

「匠の技 伝承」プロジェクトを通じて、戦略的にエコーの普及啓発を図り、来年度以降の公益事業に向けて貸与(48台(47社団+日整)、計9599万400円)。

(2) 都道府県柔道整復師会への支援金

各都道府県レベルでエコーの普及啓発を図る講習会等の促進と、コロナ禍での会員の負担軽減を図ることを目的として、都道府県社団へ(計4425万円)。

(3) 資産取得資金、特定費用準備資金の積立

- ① 会館大規模改修工事(2033年)に向けた積立金1億円(今年度積立額は5千万円。来年度以降は財政状況により積立額を決定。)
- ② 社団設立70周年式典(2023年)に向けた積立金2千万円(今年度一括積立)

報告事項

- ① 理事会議事録(11月27日、書面決議12月16日)
- ② NHK「ラジオ深夜便」掲載記事「柔道整復師から学ぶコツコツ健康術」(12～1月号)等について
- ③ 帰一賞の推薦について
(各都道府県宛て通知済み)
- ④ 会費免除申請について
(各都道府県宛て通知済み)
- ⑤ 第15回 国民医療推進協議会総会(12月2日)について
- ⑥ 2021年度 予算・税制・一般政策に関する要望
- ⑦ 要望書(厚生労働大臣宛て)
- ⑧ 要望書(政務調査会長宛て)
- ⑨ 庭園整理と倉庫の設置について
- ⑩ 日整トピック(12月14日発行号)
- ⑪ 優等卒業生表彰について
(学校&各都道府県宛て通知済)
- ⑫ 「からだサイエンス」掲載記事
- ⑬ 各部報告
(総務部)職務執行状況報告書提出のお願い
(2月19日提出期限、2月24日理事会報告)
(総務部)「全国国民年金基金」都道府県別契約状況(2020年11月現在)
(財務部)2021年度予算作成準備資料(予算編成会議後)
(その他)上期監査報告

2020年度 第4回理事会

開催場所 Web会議(日本柔整会館、各役員所属の都道府県事務所)

開催日時 2021年2月24日(水)
13時30分～15時30分

理事現在数及び定足数 現在数19名 定足数10名

出席者 理事19名中19名出席
工藤、萩原、松岡、三橋、市川、石原、伊藤(宣)、豊嶋、富永、長尾、川口、渡邊、伊藤(述)、山崎、和田、徳山、齊藤、田村、森川

理事外の出席者 嶋谷監事、高橋監事

議長 長 工藤会長

司会 三橋総務部長

会議の概要

Web会議による理事会開催となった。冒頭で議長が司会進行を総務部長に依頼した。次に、定足数が満たされていることを確認。そして、議事録署名人については、定款第39条に基づき、工藤鉄男会長と嶋谷清・高橋政夫両監事とであることを確認した。開会から閉会まで三橋裕之総務部長が進行した。

議題

第1号議案『令和3年度事業計画(案)について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、原案を承認可決した。

第2号議案『令和3年度収支予算(案)について』

財務部長から標記収支(損益)予算書と事業別予算内訳書等について説明があった。審議の結果、原案を承認可決した。

第3号議案『内閣府への令和3年度事業計画書等に係る提出書について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、第1号議案および第2号議案で承認された事業計画書、収支予算書、そして資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類に、本日の理事会議事録を併せて、内閣府に提出することを承認可決した。また、当該提出書類について軽微な修正がある場合で、基本的部分の変更を伴わないときは、その対応を担当部署に一任することを承認可決した。

第4号議案『慶弔見舞規程の改正について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、文言を整理する内容の改正案(運用については従来通りで変更なし)について、2021年2月24日付で施行することを承認可決した。

第5号議案『柔道整復教育評価機構に賛助会員として参画することについて』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、一般社団法人柔道整復教育評価機構に賛助会員として参画することを承認可決した。

第6号議案『日本体育・スポーツ・健康学会第71回大会への協賛について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、標記大会へ協賛することを承認可決した。

第7号議案『NHKラジオ深夜便 定期購読の更新等について』

総務部長から議案について説明があった。日整は、2016年7月号から月刊誌「NHKラジオ深夜便」に「柔道整復師から学ぶコツコツ健康術」を連載しているが、審議の結果、①当雑誌の次の定期購読(2021年7月号から2022年6月号)手続に関する案内文を、日整から各都道府県柔道整復師会宛てに発信すること、②引き続き当雑誌に記事を連載していくことについて、承認可決した。

第8号議案『日本柔整会館の電気料金について』

総務部長から議案について説明があった。電力自由化に伴い2019年4月から日本柔整会館は新電力会社に契約先を切り替えたが、自由化から数年経過したことに伴い3社相見積を改めて実施した。審議の結果、再度契約先を切り替えることを承認可決した。

第9号議案『会費未納者の除籍手続きについて』

総務部長から議案について説明があった。現状の会費未納者を確認し、今年度末までに今年度分の会費納入がない会員を除籍することについて、審議の結果、承認可決した。

第10号議案『労災保険特別加入団体の業務の一部外部委託について』

総務部長から議案について説明があった。審議の結果、提案通り承認可決した。

第11号議案『2021年度「匠の技 伝承」プロジェクト年間スケジュール等について』

学術教育部長から議案について説明があった。コロナ禍の影響により、以下の通り、スケジュール変更することについて、審議の結果、承認可決した。

【変更前】

2021年4月25日
第1回指導者講習

7月11日 第2回指導者講習

9月26日 エコー特別講座

【変更後】

中止(7月11日にスライド)

第1回指導者講習

第2回指導者講習

(以下日程に変更なし。エコー特別講座については、当初、年2回開催予定だったが、1回開催に変更する)

11月 7日 エコー特別講座

11月28日 第3回指導者講習

2022年2月20日 第4回指導者講習

第12号議案『生涯学習・ボランティア活動単位報告について』

学術教育部長から議案について説明があった。コロナ禍の影響により、例年通りに各会員が生涯学習・ボランティア活動を実施できていない状況を踏まえ、標記活動単位報告に係る表彰等については、コロナ禍で単位報告できなかったことが不利にならないよう考慮して取り扱うことについて、審議の結果、承認可決した。

第13号議案『優等卒業生の表彰申請について』

渉外部長から議案について提案があった。各柔道整復師養成施設から推薦のあった2020年度優等卒業生の表彰について、審議の結果、承認可決した。

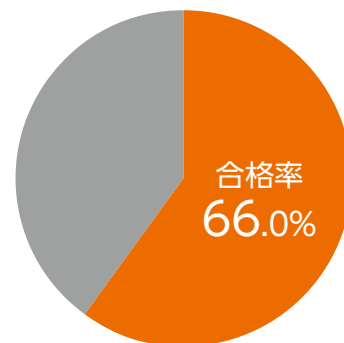
報告事項

- ①職務執行状況報告書
- ②各地区との意見交換について(全地区とWeb会議により意見交換実施済み・結果概要を各都道府県へ発信済み)
- ③全国会長会(2021年3月26日(金)13時30分～15時30分)の次第等について
- ④「日整ニュースレター」メアド登録ご協力をお願いについて
- ⑤2020年度末の在籍会員報告について
- ⑥代議員及び補欠代議員選出のお願いについて
- ⑦NHK「ラジオ深夜便」掲載記事「柔道整復師から学ぶコツコツ健康術」(2月号)等について
- ⑧理事会議事録(1月21日開催分)
- ⑨選挙管理委員会 正副委員長について
- ⑩エコー観察装置売買契約について
- ⑪各都道府県発出書面(エコー観察装置の貸与、支援金)について
- ⑫特定資産の対応について
- ⑬日本医師会「2020年度防災訓練(災害時情報通信連絡)南海トラフ大震災想定訓練」に参加して
- ⑭日整トピック(1月27日発行号・2月3日発行号)
- ⑮各部報告
 - (政策部)新規加入者(他団体等)相談窓口設置要領(茨城県)
 - (事業運営部)日整柔道大会について

第29回 柔道整復師国家試験の合格発表について

受験者数	合格者数	合格率
4561名	3011名	66.0%

2021年3月26日(金)発表



合格基準

- 1 必修問題については、配点を1問1点とし、全50問中、その得点が総点数の80%以上、40点以上を合格とする。
- 2 一般問題については、配点を1問1点とし、全200問中、その得点が総点数の60%以上、120点以上を合格とする。
- 3 必修問題および一般問題のいずれも合格基準を満たしている者を合格とする。

日整からの要望が認められ、 従業員のいない施術所の 労災保険への特別加入が可能に!

労働者災害補償保険法施行規則が本年1月26日に公布され、4月1日から施行されました。この施行により、従業員を雇用していない柔道整復師は「一人親方」として労災保険に特別加入が可能となりました。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大等を踏まえ、日本柔道整復師会が厚生労働省に強く要望し、また労働政策審議会において、柔道整復師を特別加入の対象とするよう現状などを説明し、その結果として得られたものです。

日本柔道整復師会は現在、一人親方の柔道整復師が労災保険加入する際の申請窓口となる「特別加入団体」として承認を得るために東京労働局と協議を行っており、4月中の承認を目指しています。

申請手続き等の詳細は、決まり次第、追ってお知らせいたします。

柔道整復師の皆さまへ

**令和3年4月1日から
労災保険に特別加入できるようになります**

特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、**仕事中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等をした場合、補償を受けられます。**

給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療費などの療養費や、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

対象

柔道整復師法に基づく「柔道整復師」の資格をお持ちの方であれば対象となります。

従業員を雇っていない方

令和3年4月1日より、「一人親方その他の自営業者」として、特別加入することができます。

従業員を雇っている方

これまで同様、事業場の規模次第で「中小事業主」として対象となります。具体的には、常時使用している労働者が100人以下の場合には、中小事業主として特別加入することができます。

その場合は、以下2つの条件を満たし、所轄の都道府県労働局長の承認を受ける必要があります。

- ① 雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



労災保険特別加入の手続きQ&A

Q 柔道整復師です。特別加入する場合、どのような手続きが必要ですか？

■一人親方その他の自営業者の場合
既に柔道整復師の特別加入団体として承認された団体を通じて、または新規に柔道整復師の特別加入団体を設立して、加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

■中小事業主等の場合
事務組合に事務を委託し、事務組合を通じて加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

Q 柔道整復師です。会社員に近い形で働いている場合、加入できますか？

労働契約でない請負等の契約により業務に従事している場合は特別加入することが可能です。なお、契約形式に関わらず、実態として労働者として認められる場合は、特別加入せずとも労災保険が適用される[※]ため、それにより補償を受けることができます。
※この場合、事業主は保険料を納めることになります。

Q 特別加入団体とは何ですか？

同種の特定の事業・作業に従事する方（労働者として認められる方を除く）で構成された団体のことです。

Q 柔道整復師です。特別加入後、仕事中や通勤中にケガ等をした場合は、どうすれば良いですか？

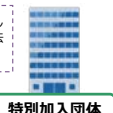
請求したい保険給付の請求書を所轄の労働基準監督署等に提出してください。

加入手続きの流れ

■一人親方か中小事業主等のどちらで加入するかによって手続きの流れが異なります。



一人親方の方

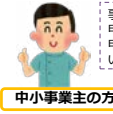


特別加入団体

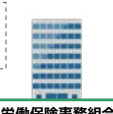


所轄の労働基準監督署

一人親方の方: 加入したい団体への申し込み（各団体の申込方法に従ってください）



中小事業主の方



労働保険事務組合



都道府県労働局

中小事業主の方: 事務の委託・特別加入の申し込み（各事務組合の申込方法に従ってください）

申請書または変更届の提出

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



(厚生労働省ホームページより)

会員限定メール配信ツール 日整ニュースレター

会員の皆様にリアルタイムでダイレクトに情報を発信しています。
(新型コロナ対応)会員支援事業の追加支援策も随時配信しております。
下記の登録サイトからメールアドレスを登録して下さい。
QRコードからも簡単に登録できます。



ホームページは
こちら

<https://www.shadan-nissei.or.jp/>



編集後記

2020年度の全国会長会は、皆さまのご協力の下オンラインにより無事開催することができました。

コロナ禍の今だからこそ実現した、新しい会議スタイルへのチャレンジでした。

この開催によって、Webでも会議が滞りなく行えることを参加者全員が確認できたのではないのでしょうか。

また、上記に告知している日整が推し進める会員個々への情報配信ツール「日整ニュースレター」への登録数も6千名を超えました。

これからもホットな情報をタイムリーに配信していきますので、登録にぜひご協力ください。

渉外部長 富永敬二

令和3年4月20日発行
公益社団法人 日本柔道整復師会
〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9
電話 (03) 3821-3511 (大代表)

発行人 工藤 鉄男
編集者 富永 敬二
制作・印刷所 株式会社外為印刷
編集協力 株式会社トリア



Judo Therapist Code of Ethics

Widely recognized as a part of Japan's national medical system, Judo therapy has been passed down from generation to generation. With the aim of continuing the tradition and practice into the future, the following code outlines the philosophy of the practitioners of Judo Therapy, as well as its ideals and goals.

1. Practitioners of Judo therapy shall carry out their work with pride and responsibility, persisting in compassionately aiding humanity through their work.
2. Practitioners of Judo therapy shall endeavor to nurture the people as role models of the nation, while cultivating the spirit of Judo, as they have since the ancient times.
3. Practitioners shall endeavor to value cooperation and respect focusing on their work without acting above or below their positions.
4. Practitioners, while continuously striving for the improvement of the esteemed techniques in the study, they will treat their patients with earnestness, sincerity, and in good faith.
5. With this code, they will honor their entrusted duties, strictly keeping the confidential information obtained in the course of this business, and with all their effort, in the recovery of the patient regardless of race, religion, sex, and any other social status.

June 14 1987

柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限らない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名譽を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

- 1、柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。
- 2、日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。
- 3、相互に尊敬と協力を努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。
- 4、学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。
- 5、業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。